

埼玉県水道広域化検討委員会 設置要綱

(目的)

第1条 水道事業における運営基盤を強化するために必要な「水道の広域化方策」について、客観性を確保及び専門的見地から評価・検討することを目的に埼玉県水道広域化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を知事に提言する。

- (1) 水道事業体の現状評価に関すること。
- (2) 埼玉県内水道のあるべき姿と目標レベルの設定
(短期：5年後、中期：10年後、長期：20年後のあるべき姿)
- (3) 広域化方策案の作成
- (4) 広域化方策案の課題抽出と解決案の検討

(組織)

第3条 委員会は、委員6人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者及び民間有識者のうちから、知事が委嘱する。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、平成22年3月31日までとする。

(委員長)

- 第6条 委員会に委員長及び委員長代理をおく。
- 2 委員長は、委員会を主宰する。
 - 3 委員長が出席できない場合には、委員長代理がその職務を行う。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

(委員会の公開)

第8条 委員会は、原則として公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で同意したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健医療部生活衛生課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月16日から施行する。